福島復興再生特別措置法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令及び福島復興再生特別措置法に基づく流通機能向上事業に係る許認可等の特例に関する省令の一部を改正する省令

（福島復興再生特別措置法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令の一部改正）

第一条　福島復興再生特別措置法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令（平成二十四年国土交通省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「第四十条第七項」を「第五十三条第七項」に改める。

第四条第二項第二号中「第四十条第四項」を「第五十三条第四項」に改める。

第九条第二項中「第四十条第五項第一号」を「第五十三条第五項第一号」に改める。

第十二条及び第十三条中「第四十条第八項」を「第五十三条第八項」に改める。

第十四条第一項中「第四十条第九項」を「第五十三条第九項」に改める。

別記第二号様式、別記第四号様式及び別記第五号様式中「第40条第７項」を「第53条第７項」に改める。

別記第六号様式表面中「第四十条第八項」を「第五十三条第八項」に、同様式裏面中「第四十条」を「第五十三条」に改める。

（福島復興再生特別措置法に基づく流通機能向上事業に係る許認可等の特例に関する省令の一部改正）

第二条　福島復興再生特別措置法に基づく流通機能向上事業に係る許認可等の特例に関する省令（平成二十四年国土交通省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「第四十八条第一項」を「第六十一条第一項」に、「第三十八条第二項第三号ホ」を「第五十一条第二項第三号ホ」に、「第三十八条第二項第三号」を「第五十一条第二項第三号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○法務省告示第百七十四号

岩手県奥州市役所備付けの次の戸籍が滅失した。

平成二十五年五月十三日

法務大臣　谷垣　禎一

岩手県奥州市水沢区北田二百五十九番地三

小笠原健太

○法務省告示第百七十五号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の名称の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年五月十三日

法務大臣　谷垣　禎一

変更前の名称

財団法人全国中小企業取引振興協会

変更後の名称

公益財団法人全国中小企業取引振興協会

変更年月日

平成二十五年四月一日

○法務省告示第百七十六号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の名称の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年五月十三日

法務大臣　谷垣　禎一

変更前の名称

社団法人日本産業カウンセラー協会

変更後の名称

一般社団法人日本産業カウンセラー協会

変更年月日

平成二十五年四月一日

○外務省告示第百七十二号

平成二十五年四月二十二日にロメで、トーゴ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がトーゴ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　十一億円

3　署名者

日本側　井上進在トーゴ大使

トーゴ側　ソリトキ・エソ初等・中等・識字教育大臣

平成二十五年五月十三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百七十三号

平成二十五年四月三十日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　二億円

3　署名者

日本側　大江博在パキスタン大使

パキスタン側　ムハンマド・シャーザード・アルバーブ経済・統計省経済担当次官

平成二十五年五月十三日

外務大臣　岸田　文雄

○文化庁告示第十九号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第七十八条第三項の規定に基づき、著作者の実名登録を次のとおり告示する。

平成二十五年五月十三日

文化庁長官　近藤　誠一

登録番号	登録年月日	著作者の実名	公表年月日	著作物の種類	著作物の題号
第三五、八五二号の一	平成二十四年十二月十二日	処理がつながった瞬間十一	平成二十四年十一月十八日	写真の著作物	爆発　絶対合格
第三五、八八九号の一	平成二十五年一月十五日	五十嵐敬一　福井県福井市みのり一丁目九番一一号	平成二十三年十月二十二日	美術の著作物	公表年月日　著作物の種類　著作物の題号

右登録の原因

この著作物は、平成二十四年十一月十八日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

○外務省告示第百七十四号

平成二十五年四月三十日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　六億円

3　署名者

日本側　大江博在パキスタン大使

パキスタン側　ムハンマド・シャーザード・アルバーブ経済・統計省経済担当次官

平成二十五年五月十三日

外務大臣　岸田　文雄

○文部科学省告示第七十五号

重要無形文化財長唄三味線の保持者増田元弘（三世杵屋五三郎平成元年文部省告示第七十二号）は、平成二十五年二月二日死亡したので、当該保持者の認定及び重要無形文化財長唄三味線の指定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項の規定により同日付けで解除されたので、告示する。

平成二十五年五月十三日

文部科学大臣　下村　博文